

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

開門期限過ぎる 法治国家の根幹が揺らぐ

【佐賀新聞論説・12月21日】国営諫早湾干拓事業の開門調査が、未着手のまま実施期限を過ぎた。福岡高裁の確定判決は、佐賀県の漁業者らが訴えた漁業被害と干拓事業の因果関係を認め、20日までに開門調査を開始するように命じていた。国が確定判決に従わなければ、法治国家の根幹が揺らぐ。

開門には事前の対策工事が必要だが、干拓農業者らの強い反対を理由に、国は工事を先送りしてきた。先月には長崎地裁が営農者らの農業被害の可能性を認めて開門を禁じる仮処分を決定し、こちらも法的な後ろ盾を得て、対立は先鋭化していた。

国は「開けよ」「開けてはならない」の相反する二つの法的義務を追ったが、結果的に高裁の確定判決よりも地裁の仮処分を選んだ。対策工事を着手できておらず、開門を無理強いできないのは分かる。だが国が開門に向けた工事に本気で取り組もうとしていたかは疑わしい。

開門を認めた高裁の判決は「潮受け堤防が果たす洪水時の防災機能や、排水不良の改善機能などを代替するための工事のため、判決確定の日から3年間は各排水門の開放を猶予する」としていた。

当時の菅直人首相が上告を断念し、判決が確定したのは2010年

12月21日。それから無為に時間が過ぎた。もともと国は開門に反対していたため、動きが鈍かった。確定判決をしつかり受け止めてきたとは思えない。

佐賀県の古川康知事らは農水省を訪ね、江藤拓副大臣に開門延期を抗議した。会談後に「確定判決を守れないのは法治国家としてあり得ない」と話しているが、その通りだと思ふ。

福岡高裁で勝訴した漁業者側弁護団は、24日にも国に制裁金を支払わせる「間接強制」を佐賀地裁に申し立てる。金額は弁護団では決められないが、開門するまで1日当たり1億円を求め、有明海再生に役立てるといふ。開門を促すための措置だ。

林芳正農相は現状打開に向け、長崎県と佐賀県の関係者に話し合いを引き続き呼び掛けていくとした。菅義偉官房長官も「打開の糸口が見えない。粘り強く関係者と話し合いをしていく」と語った。だが長崎県は国が開門方針を撤回しない限り、協議に応じない意向を示している。

先日、有明海の環境を研究しているNPO法人有明海再生機構が緊急提言を発表している。「司法にすべてを委ねるのには限界がある」として、「地域の合意につながる積極的な政府提案をもとに、地域が地域の問題

として真剣に有明海問題を考えないといけない」と農相が提案した話し合いの場を歓迎している。

「有明海再生」をテーマにすれば、同じテーブルに座ることはできるかもしれない。話し合いは結構だが、それでも最後は開門するか、しないか、どちらかを選択することになる。両派がともに納得するような提案、落としどころを探ることは有意義ではあるが、こちらも困難だろう。

二つの相反する法的義務や両県の「板挟み」の中で、国は調整役を自任しているようだ。だが干拓事業の当事者であることからは逃げられない。仮処分はあくまで仮だが、確定判決は消えない。この国は法で支配されているはずだ。結局は国の姿勢が問われてくる。



【長崎新聞・12月21日】「歲月 人を待たず」と同じ意味の英語のことわ

ぎに「時と潮は待つてくれない」がある。流れる潮が人を置き去りにする光景が目につかび、つらい▼漫然と海を眺め、潮流の速さに驚く呑気(のんき)は許されない。時とともに移りゆく自然の前で、時を費消する人間の無為を恥じるべきなのだ▼今、時とともに急速に変容し、人間から遠去かりつつある自然といえ、有明海であろう。豊かで、惜しみなく人間に恵みを与えてくれた偉容は今はない。眼前にあるのは、衰弱して人間の助けを待つ有明海という名の病人である▼風光明媚(めいび)の偉丈夫の健康を奪ったのは人間である。太古の昔から恵みを与え続けてくれたわれらの海の苦境を見ながら放置して、無駄に時を過ごしているのが人間である。恩知らずとは、このことだ▼諫早湾の開門調査を命じた福岡高裁確定判決の開門期限、20日が漫然と過ぎた。長崎地裁が開門差し止めの仮処分決定を出しているから、矛盾する司法判断の板挟みになった国の難しい立場は分かる。だが、そもそも、漁業者、農業者双方を苦境に追い込んだのは国の無策であるから、20日はせめて、開門するしないにかかわらず、有明海再生の決意をあらためて示すぐらいの誠意は必要だったろう▼人間にひどい仕打ちを受けた自然は黙って去ってはくれない。必ず、しっぺ返しに来る。そこで後悔しても、時すでに遅しである。